

大牟田市に関する、さまざまな出来事を写真とともに紹介します。

まちかどレポート

被災したみなと学童保育所が、新築2階建てで生まれ変わりました

令和2年7月豪雨で被災したみなと学童保育所の建て替え工事が完了し、11月13日に落成式が行われました。基礎部分を従来より30センチ高くし、浸水しても避難できるように2階建てとなっています。児童を代表して4年生の平島永華さんが「みなさんの応援のおかげで新しい学童保育所ができました。毎日楽しんで過ごします」と感謝の言葉を述べました。



三池港から見える期間限定の絶景「光の航路」



三池港で航路の先端から閘門を通してほぼ一直線に光が差す「光の航路」。11月16日～25日は1番岸壁が開放され、延べ2,249人が訪れました。見学者は、夕日がゆっくりと沈んでいく様子をカメラやスマートフォンなどで撮影していました。次の機会は1月18日～27日です（詳細は21ページを参照）。

安田前教育長が文部科学大臣表彰など3つの賞を受賞

本市の教育長を7年余り務め、本市の教育の特色である「持続可能な開発のための教育（ESD）」の発展に貢献した安田前教育長が、文部科学大臣表彰の「地方教育行政功労者表彰」、九州都市教育長協議会表彰の「教育功労表彰」、福岡県教育委員会表彰の「福岡県教育文化表彰」の3つを受賞しました。12月2日に市役所で行われた受賞報告では「多くの方の協力のもと、ユネスコスクール・ESDの取り組みにまい進してきました。これからも大牟田の子どもたちの学びの姿を発信していきたい」と笑顔で話されました。



表彰状をもつ安田前教育長（右から3番目）



©円谷プロ

ウルトラヒーローがやって来た

ウルトラマンゼットとウルトラマントリガーが令和2年7月豪雨で被災した不知火保育園を訪問しました。これは「ウルトラマン基金」の活動として行われ、子どもたちはウルトラマン体操などでウルトラヒーローたちと触れ合いました。



自分で採ったみかんの味は格別♪

地元農業への理解と食育推進を目的とした「みかん収穫体験」が11月26日、大間山にある石橋農園で行われ、明治幼稚園の園児たちがみかん狩りを楽しみました。自分で採ったみかんを試食した園児たちは「甘くておいしい!」と喜んでいました。



自分たちの技術を動物のために

三池工業高校電気科の3年生が、猛獣用自動給餌器を製作し、12月8日に動物園へ納品しました。タイマーをセットし、設定した時刻になると自動的に餌が出てくる仕組みで、トラ舎に設置されました。



大牟田高校マーチングバンド全国大会へ

12月1日、大牟田高校吹奏楽部がマーチングバンド全国大会に出場することを関市長に報告しました。部員からは「金賞を目指します」という力強いコメントが出ていました。

上空から宮原坑の夜景を堪能



「景観発見! 熱気球係留体験」が11月14日、宮原坑で行われました。約150人の参加者は、バーナーの炎の勢いに感激しながら、地上15メートルの高さからライトアップされた宮原坑やぐらの眺めを楽しみました。



メダリスト・陸上 高平慎士さんが橘中に

JOCオリンピック教室が橘中学校で開催されました。2008年北京大会の銀メダリスト高平さんが講師を務め、バスケットボールなどを使ったユニークな指導で、生徒たちは体育館の中でもおもいきり身体を動かしていました。



新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）を実施します

2回目接種から原則8カ月以上経過した人に、順次接種券を送付し、追加接種（3回目接種）を行います。追加接種（3回目接種）を希望する人は、接種券が送付された後にコールセンターで予約を行い、接種会場で接種を行います。1月は集団接種会場のみで接種を行い、2月から医療機関での個別接種を開始する予定です。



▶ **予約方法** コールセンターに電話で予約してください（☎0120-950-122 9:00～20:00）

※接種会場や接種実施日は接種券に同封のチラシで確認を。また、市ホームページ等でも随時お知らせします。

※市内の医療機関に勤めている人は、勤務先で接種できる場合があります。勤務先に確認してください。

● 新型コロナに係る傷病手当金の適用期間が延長されました

国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給適用期間が、令和4年3月31日まで延長されました。

詳しくは保険年金課へ尋ねてください。

■ 問合せ 保険年金課

国民健康保険担当 ☎41-2606

後期高齢者医療担当 ☎41-2665



● 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 支給対象者を追加しました

令和4年1月以降、3月31日までに自立支援金を申請することができる対象者が追加されました。

＜追加された対象者＞

都道府県社会福祉協議会における緊急小口資金および総合支援資金（初回）の特例貸付をいずれも受けた人で、①または②に該当する人

①申請日の属する月の前月までに当該貸付の最終借入月が到来している人

②申請日の属する月が当該貸付の最終借入月である人

＜申請期限＞

令和4年3月31日(木)まで

新たに支給対象となる可能性がある世帯には、市より随時申請書類等を郵送します。支給には資産要件や収入要件などに基づく審査がありますので、必要書類を添付のうえ同封している返信用封筒にて郵送してください。原則、郵送での申請ですが、予約者のみ会場での窓口申請を受け付けています。

■ 予約・問合せ 自立支援金コールセンター ☎050-3000-7979

受付時間 9:00～17:00（土、日・祝日を除く）

● 令和3年8月の大雨により被災したがけ地の復旧を支援します

激甚災害の指定を受けた令和3年8月の大雨により被災したがけ地（人工がけ地を含む）のうち、国・県の支援の対象とならないがけ地について、市独自に復旧工事費用の一部を支援します。

▶ 対象となるがけ地

勾配が30度を超え、かつ崩壊箇所の垂直高さが3メートルを超えるがけ地で、がけの下端から、がけの高さの2倍の範囲内に居宅または市が管理する道路などがあるもの

▶ 対象者

- ・がけ地の所有者
- ・隣接する被災宅地等の所有者で、がけ地の所有者から工事の施工について委任を受けた人

▶ 対象となる工事

法面保護に係る工事や擁壁の設置および補強に係る工事などで、補助金交付決定日から1年以内に完了する工事

▶ 補助額

工事などに要する費用の50/100

※200万円を限度とします。

▶ 申請期限

令和4年8月31日(木)まで

■ 問合せ 災害復旧対策室 ☎41-2738 FAX41-2795 ※詳しくはホームページをご覧ください。